

治療用装具の療養費に関する 受領委任の取扱いについて

平成23年7月21日

厚生労働省保険局

治療用装具の療養費 概要

1. 概要

保険医が治療上必要と認めて、治療用装具を業者に作らせて患者に装着させた場合に、患者が装具業者に支払った費用について、その費用の限度内で療養費の支給を行う。

2. 支給対象

疾病又は負傷の治療遂行上必要な装具

例) 練習用義肢(義手・義足)、装具(コルセット、関節用装具等)、義眼(眼球摘出後の保護用)、小児弱視用眼鏡等、弾性着衣 等

※ 支給対象外

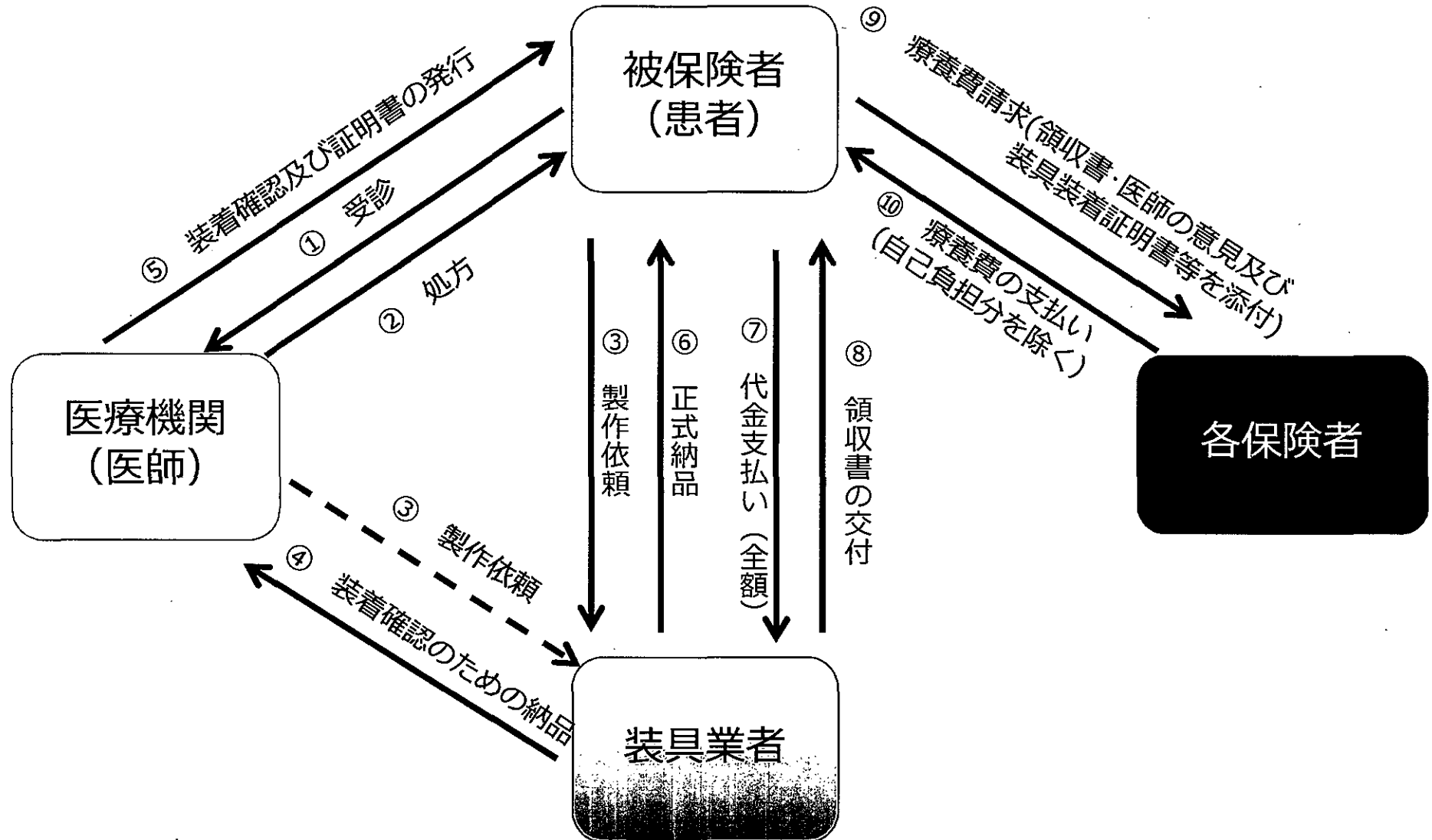
日常生活や職業上の必要による装具、美容目的による装具等

例) 眼鏡(小児弱視用眼鏡等を除く)、補聴器、人工肛門受便器 等

3. 療養費の額

支給基準の額は、「障害者自立支援法の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成18年厚生労働省告示528号)に定められた価格を基準に算定

現行の治療用装具の療養費 流れ (償還払い)



治療用装具の療養費 支給額(推計値含む)

(単位:件・千円)

制 度		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
協会管掌健康保険 政府管掌(～H20.9) (一般被保険者)	件数	187,832 (—)	194,484 (103.54%)	201,252 (103.48%)	213,153 (105.91%)	218,361 (102.44%)
	金額	3,845,049 (—)	4,005,557 (104.17%)	4,151,178 (103.64%)	4,465,236 (107.57%)	4,600,155 (103.02%)
組 合 健 康 保 険	件数	134,114 (—)	138,868 (103.54%)	140,986 (101.53%)	151,726 (107.62%)	144,070 (94.95%)
	金額	2,375,238 (—)	2,481,556 (104.48%)	2,487,485 (100.24%)	2,739,972 (110.15%)	3,249,877 (118.61%)
国 民 健 康 保 険	件数	289,134 (—)	353,767 (122.35%)	383,202 (108.32%)	416,180 (108.61%)	390,811 (93.90%)
	金額	8,489,842 (—)	10,331,691 (121.69%)	11,418,370 (110.52%)	12,380,698 (108.43%)	11,611,981 (93.79%)
後 期 高 齢 者 医 療 老人保健(～H20.3)	件数	365,372 (—)	355,061 (97.18%)	341,172 (96.09%)	332,311 (97.40%)	289,627 (87.16%)
	金額	10,891,859 (—)	10,692,559 (98.17%)	10,355,923 (96.85%)	10,118,086 (97.70%)	8,741,527 (86.40%)
合 計	件数	976,452 (—)	1,042,180 (106.73%)	1,066,612 (102.34%)	1,113,370 (104.38%)	1,042,869 (93.67%)
	金額	25,601,988 (—)	27,511,363 (107.46%)	28,412,956 (103.28%)	29,703,992 (104.54%)	28,203,540 (94.95%)

(注1) ()内は、対前年比である。

(注2) 平成20年度の後期高齢者医療は、平成20年4月から平成21年2月までの11ヶ月分の集計である。

(注3) 船員保険、共済組合は、療養費の内訳の治療用装具の統計がないため集計していない。

(注4) 平成19年度以前の組合健康保険、国民健康保険は、療養費の内訳の治療用装具の統計がない。このため、組合健康保険は、療養費総額の実績値に政府管掌健康保険の治療用装具の割合を乗じて推計した。国民健康保険は、療養費総額の実績値に標本調査で得られた国民健康保険の治療用装具の割合を乗じて推計した。

治療用装具の療養費 支給額(実績値)

(単位:件・千円)

制 度		平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
政府管掌健康保険 (一般被保険者)	件数	209,902(—)	202,502 (96.47%)	198,669 (98.11%)	196,695 (99.01%)	191,181 (97.20%)	185,053 (96.79%)
	金額	4,734,430(—)	4,580,405 (96.75%)	4,498,323 (98.21%)	4,428,989 (98.46%)	4,273,651 (96.49%)	3,835,759 (89.75%)
老 人 保 健	件数	361,936(—)	386,292 (106.73%)	404,597 (104.74%)	394,657 (97.54%)	394,890 (100.06%)	352,910 (89.37%)
	金額	10,644,547(—)	11,380,868 (106.92%)	11,902,744 (104.59%)	10,820,666 (90.91%)	11,631,422 (107.49%)	10,434,114 (89.71%)
合 計	件数	571,838(—)	588,794 (102.97%)	603,266 (102.46%)	591,352 (98.03%)	586,071 (99.11%)	537,963 (91.79%)
	金額	15,378,977(—)	15,961,273 (103.79%)	16,401,067 (102.76%)	15,249,655 (92.98%)	15,905,073 (104.30%)	14,269,873 (89.72%)

制 度		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
政府管掌健康保険 協会管掌健康保険 (H20.10~) (一般被保険者)	件数	187,832 (101.50%)	194,484 (103.54%)	201,252 (103.48%)	213,153 (105.91%)	218,361 (102.44%)
	金額	3,845,049 (100.24%)	4,005,557 (104.17%)	4,151,178 (103.64%)	4,465,236 (107.57%)	4,600,155 (103.02%)
老 人 保 健 後期高齢者医療 (H20.4~)	件数	365,372 (103.53%)	355,061 (97.18%)	341,172 (96.09%)	332,311 (97.40%)	289,627 (87.16%)
	金額	10,891,859 (104.39%)	10,692,559 (98.17%)	10,355,923 (96.85%)	10,118,086 (97.70%)	8,741,527 (86.40%)
合 計	件数	553,204 (102.83%)	549,545 (99.34%)	542,424 (98.70%)	545,464 (100.56%)	507,988 (93.13%)
	金額	14,736,908 (103.27%)	14,698,116 (99.74%)	14,507,101 (98.70%)	14,583,322 (100.53%)	13,341,682 (91.49%)

(注1) ()内 は、対前年比である。

(注2) 平成20年度の後期高齢者医療は、平成20年4月から平成21年2月までの11ヶ月分の集計である。

療養費の支給対象と医師の同意等

区分	治療用装具	柔道整復師の施術	あん摩マッサージ指圧師の施術	はり師、きゅう師の施術
支給対象	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病又は負傷の治療遂行上必要な装具 ①練習用義肢(義手・義足)、装具(コルセット、関節用装具等) ②義眼(眼球摘出後の保護用) ③小児弱視用眼鏡等 ④弾性着衣 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲、捻挫、肉ばなれ 	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、筋麻痺、関節拘縮の症状がある疾患 ①主として、脳血管障害等の麻痺による半身麻痺、半身不随 ②骨折、手術後等の関節運動機能障害 	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性病で医師の適切な治療手段のない、 ① 主として、神経痛、リュウマチ ② 類似疾患(頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等)
医師の同意等	<ul style="list-style-type: none"> ・練習用義肢(義手・義足)、装具(コルセット、関節用装具等)は、医師の「<u>意見および装具装着証明書</u>」 ・小児弱視用眼鏡等は、医師の「<u>眼鏡等作成指示書</u>」 ・弾性着衣は、医師の「<u>弾性着衣等装着指示書</u>」 	<ul style="list-style-type: none"> ・骨折、脱臼は、医師の同意が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・初療は、医師の「<u>同意書</u>」が必要 ・初療から3ヶ月ごとに医師の再同意の確認が必要 なお、骨折、脱臼は、医師の「<u>同意書</u>」が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・初療は、医師の「<u>同意書</u>」が必要 ・初療から3ヶ月ごとに医師の再同意の確認が必要

治療用装具の療養費 受領委任の検討経緯

1. 東日本大震災による被災者の治療用装具に係る療養費の取扱い

今般の震災により、治療用装具を購入するために、あらかじめ、まとまった費用を準備することが困難な被災者もいることも考えられ、一部負担金等の支払いの免除を受けている被保険者等の経済的負担の軽減を図る観点から、平成24年2月29日までは装具業者による受領委任により療養費を受給することができることとした。

2. 上記取扱いの実施にあたり検討を行ったポイント

- (1) 医師から必ず文書による指示があること
- (2) 練習用義肢、コルセット、関節用装具については、医師による装着証明書が発行されていること
- (3) 既に市町村では障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づいて、治療用装具と同一の補装具について代理受領の実績があること(弾性着衣等を除く)
- (4) 弾性着衣は一般医療機器であり、製造販売が限定されていること
- (5) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)では平成21年4月から症状固定後の義肢等補装具の受領委任を行っていること
- (6) 装具の購入の事実の確認は容易であること

3. 一般被保険者への治療用装具に係る受領委任の取扱い

上記震災特例の実施を踏まえ、被保険者等の経済的負担の軽減を図ることや円滑な治療を行う観点から、治療用装具の療養費について、受領委任の取扱いを行うことを検討してはどうか。

検討のポイント

【検討のポイント】

治療用装具の製作過程や使用の形態を踏まえつつ、現物給付化することにより不適正な受給に繋がることのないよう配慮が必要なのではないか。

1. 対象者

すべての被保険者・被扶養者とすることが考えられるのではないか。

2. 支給対象品目

医師による装着確認を要するもの(※)を対象品目とすることが考えられるのではないか。

※ 疾病又は負傷の治療遂行上必要な練習用義肢(義手・義足)、装具(コルセット、関節用装具等)、義眼(眼球摘出後の保護用)

3. 受領委任の取扱を行うことができる業者

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく補装具費の支給について、市町村との間で代理受領の登録・契約等を行っている補装具業者とすることが考えられるのではないか。

4. 現物給付化の方法

現物給付化の方法としては、例えば、以下のような様々な方法が考えられるが、対象者の利便性に配慮しつつも、不適切な受給につながることをないようにするためには、どのような方法が適切と考えるか。

例1 東日本大震災による被災者の治療用装具に関する療養費の取扱と同様の方法

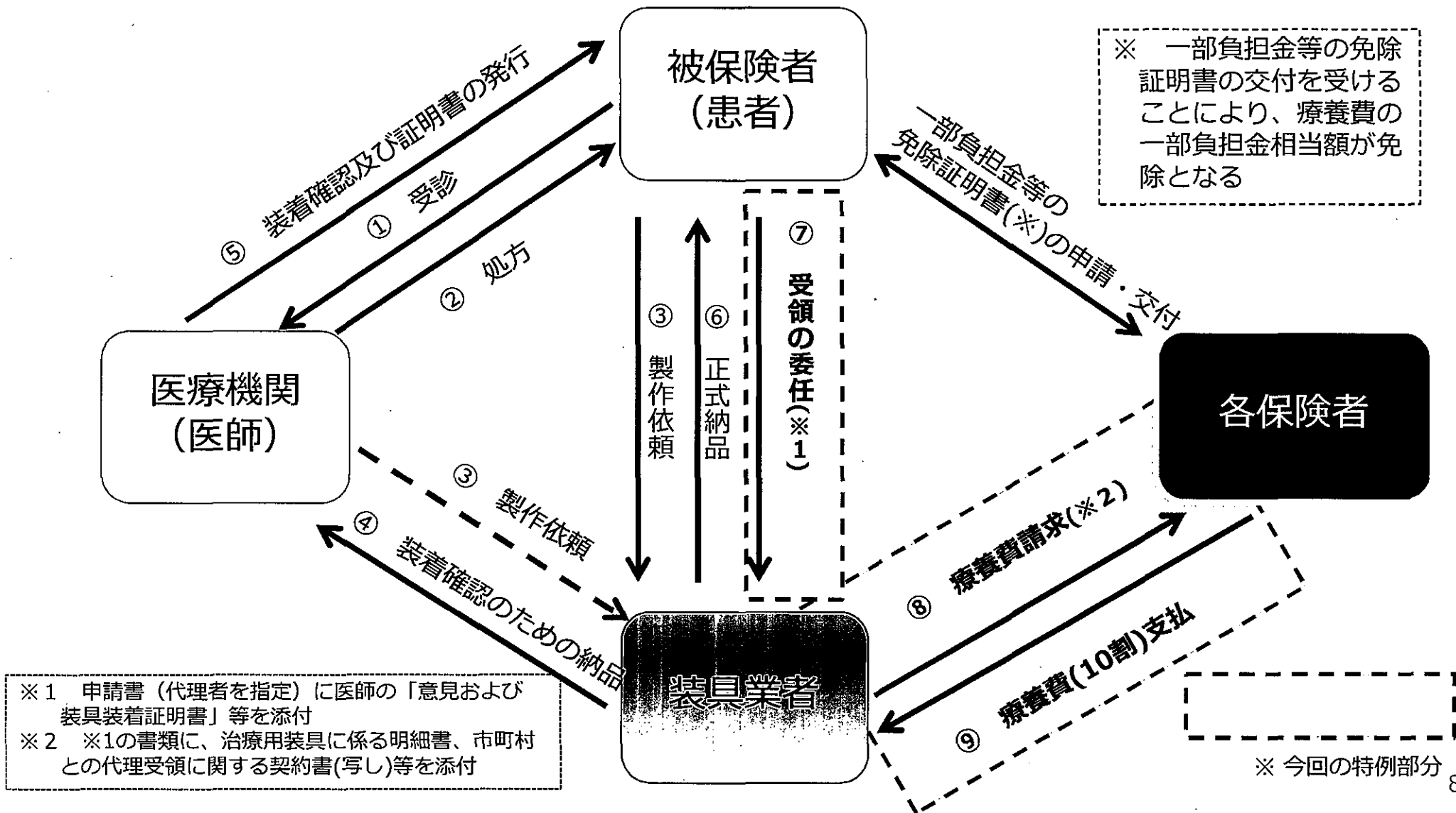
例2 出産育児一時金の直接支払制度・受取代理制度と同様の方法

例3 障害者自立支援法に基づく補装具費の支給に関する事前申請制度と同様の方法

5. その他

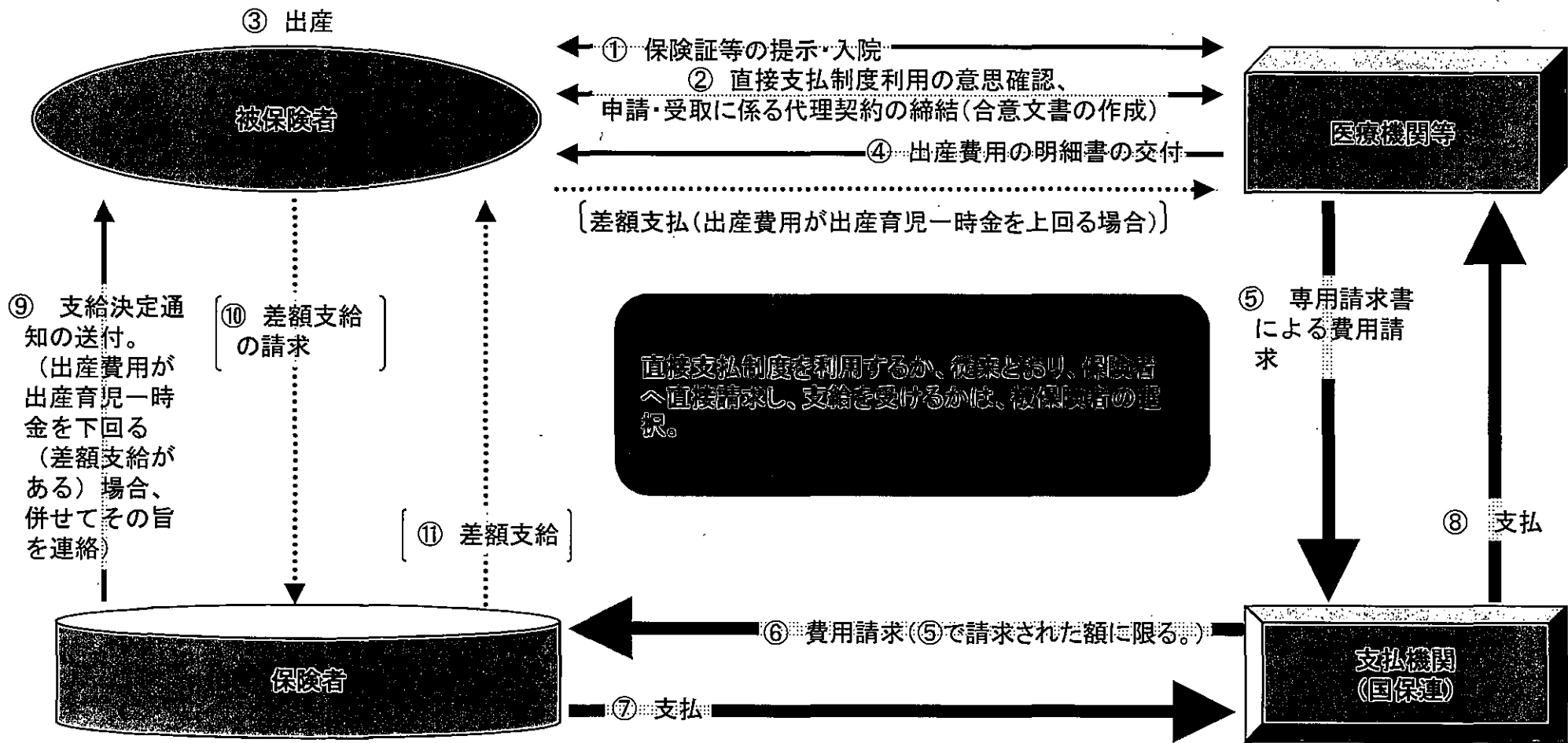
その他、対象者の利便性に配慮しつつも、不適切な受給に繋がることのないようにするための配慮として、どのようなことが必要か。

例1 東日本大震災による被災者の治療用装具に関する療養費の取扱い



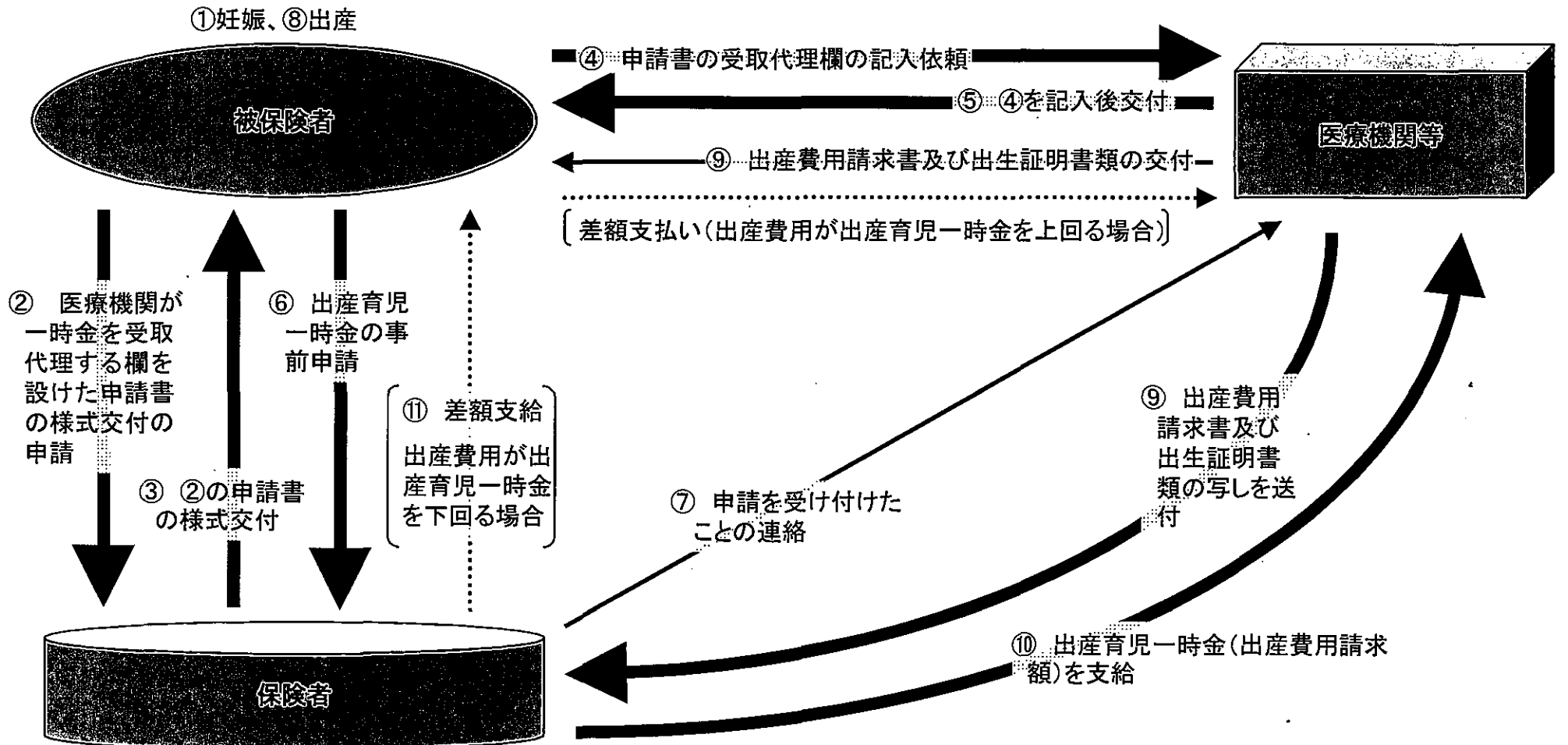
例2 出産育児一時金の直接支払制度・受取代理制度

出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度



※ 被用者保険分の異常分娩については、社会保険診療報酬支払基金へ請求

出産育児一時金の医療機関等による受取代理



例3 障害者自立支援法に基づく補装具費の支給に関する事前申請制度

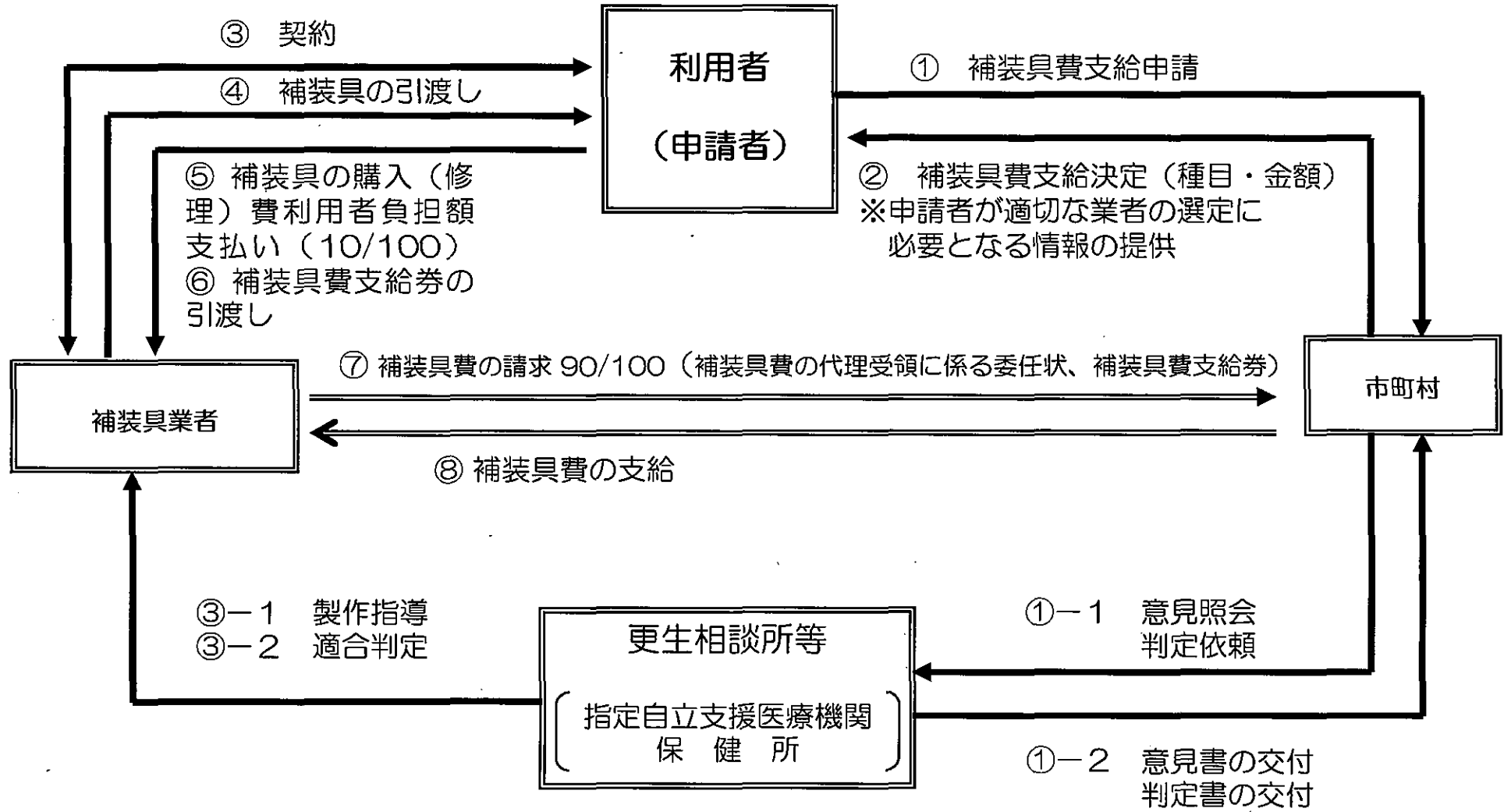
1 償還払いの場合

- (1) 利用者は、市町村に補装具費支給の申請を行う。
- (2) 市町村は、身体障害者更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であるかどうか審査し、適当であると認められた場合は利用者に対して補装具費の支給決定を行い、補装具費支給券を発行する。
- (3) 利用者は、補装具業者に補装具費支給券を提示し、補装具の購入(修理)等について契約を結ぶ。
- (4) 補装具業者は、契約に基づき、補装具の購入(修理)等のサービスの提供を行う。
- (5) 利用者は、補装具の購入(修理)に要した費用を払う。
- (6) 補装具業者は、補装具の購入(修理)費用に対する領収書を発行する。
- (7) 利用者は、領収書と補装具費支給券を添えて、市町村に補装具費を請求する。
- (8) 市町村は、利用者からの請求を正当と認めた場合に補装具費の支給を行う。

2 代理受領の場合

- (1) 利用者は、市町村に補装具費支給の申請を行う。
- (2) 市町村は、身体障害者更生相談所等の意見を基に補装具費の支給を行うことが適切であるかどうか審査し、適当であると認められた場合は利用者に対して補装具費の支給決定を行い、補装具費支給券を発行する。
- (3) 利用者は、補装具業者に補装具費支給券を提示し、補装具の購入(修理)等について契約を結ぶ。
- (4) 補装具業者は、契約に基づき、補装具の購入(修理)等のサービスの提供を行う。
- (5) 利用者は、補装具の購入(修理)に要した費用のうち、利用者負担額を払う。
- (6) 補装具業者は、利用者負担額に対する領収書を発行するとともに、利用者から補装具費支給券を受け取る。
- (7) 補装具業者は、市町村に対し、「補装具費の代理受領に係る委任状」に補装具費支給券を添えて補装具費を請求する。
- (8) 市町村は、補装具業者からの請求を正当と認めた場合に補装具費の支給を行う。

補装具費の支給の仕組み(代理受領の場合)



治療用装具、柔道整復、はり・きゆう、マッサージに係る療養費の推移(推計)

(金額：億円)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
国民医療費	315,375	321,111	331,289	331,276	341,360	348,084
対前年度伸び率	1.9%	1.8%	3.2%	-0.0%	3.0%	2.0%
治療用装具	—	256	275	284	297	282
対前年度伸び率	—	—	7.4%	3.3%	4.6%	-5.1%
柔道整復	2,887	2,999	3,098	3,212	3,377	3,484
対前年度伸び率	0.1%	3.9%	3.3%	3.7%	5.1%	3.2%
はり・きゆう	134	152	179	207	230	250
対前年度伸び率	41.1%	13.4%	17.8%	15.6%	11.1%	8.7%
マッサージ	191	212	246	288	333	366
対前年度伸び率	13.0%	11.0%	16.0%	17.1%	15.6%	9.9%

(注1) 厚生労働省保険局医療課とりまとめの推計である。

(注2) 治療用装具の療養費の算出については、3ページ「治療用装具 支給額(推計値含む)」を参照すること。

(注3) 柔道整復、はり・きゆう、マッサージ別の療養費の算出について、

・全国健康保険協会管掌健康保険(平成20年9月以前は政府管掌健康保険)、健康保険組合、国民健康保険及び後期高齢者医療制度については、実績値を使用した。

なお、平成19年度以前の健康保険組合及び国民健康保険については、柔道整復、はり・きゆう、マッサージ別の統計がない。このため、健康保険組合については療養費総額の実績値に政府管掌健康保険の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計、国民健康保険については療養費総額の実績値に標本調査に得られた国民健康保険の柔道整復等の各々の割合を乗じて推計した。

・日雇特例被保険者、船員保険、共済組合については、柔道整復、はり・きゆう、マッサージ別の統計がないため、それぞれの療養費総額の実績値に全国健康保険協会管掌健康保険の柔道整復等の各々の割合を乗じ推計した。